

令和6年11月
丸亀市農業委員会定例総会
議事録

令和6年11月20日開会

丸亀市農業委員会

令和6年11月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和6年11月20日（水） 午前9時30分～午前10時30分

開催場所 丸亀市役所 2階 201・202会議室

出席委員 40人

農業委員 13人

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 大西 貴久 | 7. 山根 三枝子 | 12. 松永 哲之 | 16. 松下 孝江 |
| 2. 田中 浩信 | 8. 富田 等 | 13. 竹田 久義 | |
| 5. 平山 康生 | 9. 牛田 均 | 14. 松永 哲夫 | |
| 6. 和泉 弘美 | 11. 竹内 章雄 | 15. 尾崎 義美 | |

農地利用最適化推進委員 27人

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 元木 繁雄 | 8. 戸張 正典 | 15. 田羅間 勲 | 24. 竹林 隆 |
| 2. 西山 孝 | 9. 宮前 千代秋 | 16. 横山 隆一 | 26. 村山 雅美 |
| 3. 廣瀬 義文 | 10. 山口 好則 | 17. 田中 正隆 | 27. 徳永 善史 |
| 4. 一本松 学 | 11. 須藤 誠一 | 18. 宮武 俊博 | 28. 竹林 俊一 |
| 5. 齋藤 純子 | 12. 大西 浩 | 20. 新居 勉 | 29. 山本 敏一 |
| 6. 坂井 清照 | 13. 大野 忠志 | 21. 山本 清秀 | 30. 三谷 孝治 |
| 7. 守家 祥司 | 14. 高木 久義 | 22. 深井 正隆 | |

欠席委員 6人

農業委員 3人

- | | | |
|----------|----------|------------|
| 3. 尾野 弘季 | 4. 内田 久夫 | 10. 小松 和貴子 |
|----------|----------|------------|

農地利用最適化推進委員 3人

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 19. 喜來 聖則 | 23. 佐藤 久男 | 25. 古竹 義弘 |
|-----------|-----------|-----------|

農業委員会事務局出席者

事務局長 谷本 孝二	事務局次長 大西 良明	副主幹 河田 浩和
主 査 佐々木武志	主 任 宮内 隆匡	

その他出席者

丸亀市農林水産課農政担当長 造田 忠彦

議事日程

農政に関する議題

1. その他

報 告

1. 定例農家相談会の開催結果について

2. その他

土地に関する議題

議案第59号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第60号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第61号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第62号 農用地利用集積計画の決定について

議案第63号 非農地証明願について

議案第64号 許可後の事業計画変更申請について

報 告

報告第25号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第26号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

その他

●事務局長（谷本孝二君）

それでは、ただいまから令和 6 年 11 月定例総会を開会いたします。会長よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫）

おはようございます。めっきり秋らしくというか、冬が近づいたような感じでございまして、今年は、秋がなくなったような感じでございます。いまから、もうすぐ年末で、皆様忙しい時期と思いますけれども、よろしく願いいたします。前回の定例総会から今日までの一か月の間に、いろいろな情勢がかわってまいりました。衆議院の選挙もございましたし、国際的には、トランプさんが大統領になるようで、世の中、段々変わっていっています。また、農業の関係も、後でご説明いただきますが、地域計画についてのご報告もございますので、ご協力よろしく願いいたします。また、いろいろな議案がありますので、ご審議よろしく申し上げます。

本日の出席委員さんは 13 名で過半数の方の出席をいただいておりますので、総会が成立しておりますことを報告いたします。

本日の議事録署名委員は、5 番の平山委員さん、6 番の和泉委員さんをお願いします。それでは、最初に農政に関する議題に入ります。

●事務局長（谷本孝二君）

失礼します。次第では、農政に関する議題は、その他のみとなっていますが、議案送付後に農林水産課より、地域計画についてお話をしたいということで、お手元に配布している、市長から農業委員、農地利用最適化推進委員宛の地域計画策定に係る協議の場の参加依頼についてという資料をご用意いただければと思います。説明につきましては、農林水産課農政担当長の造田さんから説明をいただきます。

●農林水産課農政担当長（造田忠彦君）

ご紹介いただきました、農林水産課農政担当長の造田と申します。日頃、本市の農業振興施策

に関し、ご理解ご協力を賜りお礼申し上げます。先ほど説明にあった地域計画策定に係る協議の場の参加依頼についての資料は、お手元にありますのでしょうか。地域計画は、今まで人・農地プランというのうがりましたが、法改正により地域をどのように維持発展させていくか、地域の農地を誰が利用し、農地をどう集積していくかななどを地域で話し合い、令和7年3月末までに市の計画として策定することとなっています。本市においては、丸亀市全域を10地域に分け、地域ごとに地域計画策定の協議の場を設けますので、該当地域の協議の場への参加をお願いしたいと思います。地域毎の日程は、資料裏面に記載していますので、各委員さんの担当地区への参加をお願いします。報徳地区は、城坤地区になります。各委員さんで地区がわからない方はいらっしゃるでしょうか。

●事務局長（谷本孝二君）

失礼します、補足で説明します。この地区名は前の農協の支店管内と考えていただければと思います。また、西坂元地区は、要望がありましたので個別の日程を設けています。なお、資料記載の飯山地区は、西坂元と真時の一部で西坂元の法人が耕作している以外の部分と考えていただければと思います。

●農林水産課農政担当長（造田忠彦君）

はい、各地区はそうように設定しています。なお、協議についてですが、市では人・農地プランに準ずる地域計画案の策定内容及び地域の課題について説明させていただいた後、参加者で協議いただき、意見があれば計画案の変更等をさせていただくということとなります。この協議の場には、担い手の方を中心にご案内をする予定です。なお、JA、中讃農業改良普及センターは参加予定ですが、今日の午後から開催される地域農業再生協議会幹事会の構成団体にも案内する可能性もあります。

協議に使用する目標地図の素案には、貸借のある土地に色塗りをしたものに、3年前の農業委員会の実施のアンケート結果を元に、農地の地番毎に、農業の後継ぎがいる、後継ぎがいない、アンケート未回答の3種類に分けて印をつけています。協議の場では、その地図で農業の後継ぎがいない農地を確認いただき、将来その農地の耕作意思を持っている担い手を把握していくというのが基本的な目的です。その協議の場において、地域の農業者の方や農業に精通されている農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様からの助言等のお力をお貸しいただければと思います。

●会長（松永哲夫君）

今回、地域計画についての初めての説明かと思います。何かお尋ねしたいことはありませんでしょうか。各地区それぞれ協議の日が設定されていますが、委員さんの都合で行けない方もいらっしゃると思いますが、ご参加していただきたいと思います。

●会長（松永哲夫君）

造田さん、担い手を中心にお呼びしているということですが、所有者の方には、案内していないということでしょうか。

●農林水産課農政担当長（造田忠彦君）

アンケートで後継ぎがない農地を中心に協議となりますので、所有者の方には、案内を掛けていません。

●事務局長（谷本孝二君）

補足させていただきます。地域計画につきましては、以前、若干お話をさせていただきましたが、10年後の農地をどのようにしていくのか、耕作していないものを含めて地域で考えてくださいというのが国の考えです。地域で考えて進んでいけば良いのですが、丸亀市では、実際つくれない農家の方ばかりなので、所有者の方を含め集落の方を寄せても、作ってくれ作ってくれという話ばかりになって前向いて話が進まないだろうということ、また法律改正後、地域計画の立案方法についての概要が出て、1年ちょっとの間で計画を立てないといけないスケジュールなので、とりあえず補助事業等に乗れるように、先ほど説明がありました農業委員会実施のアンケート調査結果をベースとして、今現在、貸借がある農地に色塗りをして、その上で、今回、担い手さんをお寄せして、色がついてないところで、例えば、貸したいってところが、担い手さんが借りている農地の横にあるとか、そういうところを、さらに借りることはできないのかっていうお話をさせていただいたというのが協議の場を設ける大きな主旨です。

国の方の考えとは若干違うのですが、地域計画については、今後まだまだ変わっていく可能性がありますし、地域計画も一度立てたら、もう見直しが全くできないっていうものでないのもので、また、今から国の施策も変わってくるだろうと思われまますので、それに合わせて地域計画も柔軟

に対応していきたいっていうことを農林水産課の川池課長から伺っています。

それで実際、地元の農家の皆さんが寄る場ですので、農業委員さん、推進委員さんの皆さんもお時間があれば、この会にぜひ足を運んでいただけたらありがたいかなということで、今回周知の方をさせていただいているということでご理解をいただけたらと思います。よろしくお願いします。

●農業委員（平山康生君）

ちょっとお伺いしたいのですが、19日は13時から農業委員の研修会があります。そのあたりどのようなのでしょうか。郡家は午前で、垂水は午後からとなっていますが。

●事務局長（谷本孝二君）

すみません、私が日程表を見たのは、今日が初めてだったので、事前の調整が農林水産課とできていませんでした。場所の都合等で、農林水産課はこのスケジュールでどうだろうかということだろうと思いますが、出来れば垂水のほうの時間を変更していただけたらと思いますが。

●農林水産課農政担当長（造田忠彦君）

わかりました。郡家のほうは大丈夫でしょうか。

●事務局長（谷本孝二君）

昼までに終われば問題ないと思います。13時からの研修会ですので。

●農林水産課農政担当長（造田忠彦君）

わかりました。垂水のほうは日程調整します。

●事務局長（谷本孝二君）

垂水地区の農業委員さん、推進委員さんには、事務局のほうなり、農林水産課のほうから変更したもののについて周知させていただきます。

●会長（松永哲夫君）

出欠の連絡はいるのでしょうか。

●農林水産課農政担当長（造田忠彦君）

特に事前の連絡は不要です。極力、委員の皆さんの参加頂きたいのですが、出来れば農業委員さん、推進委員さんの内お一人は参加いただき、欠席者の方と情報共有していただきたいと考えています。

●会長（松永哲夫君）

目標地図の大きなものの見本はありますか。このように色付けなどしているのを、一度見てもらったと思いますので。

●農林水産課農政担当長（造田忠彦君）

時間的に余裕があるのでしたら、今すぐ持ってきますが。

●会長（松永哲夫君）

いや、会の終了後に、このような地図なのだなというのを見てもらったほうが、口頭だけでは分かりにくいことがあるかもしれませんので。

●農林水産課農政担当長（造田忠彦君）

分かりました。会終了後に見てもらえるように持ってまいります。

●会長（松永哲夫君）

せっかくですので、地域計画について他に質問や不明な点などございませんでしょうか。

●農地利用最適化推進委員（竹林俊一君）

地域計画について、一般の人は知らないと思う。一般の人に案内しないのだったら、地域計画に

ついて、広報でお知らせしたらどうですか。

●農林水産課農政担当長（造田忠彦君）

先ほど局長が申し上げた通り、スケジュール的に本年度中に策定しないといけないなかで、集落寄せても作ってくれ作ってくれという話ばかりになって前向いて話が進まないだろうということで、今回は担い手だけにお声がけさせていただきたいと考えています。

●事務局長（谷本孝二君）

すいません。恐らく質問は、地域計画という名称は聞くが、今、計画策定がどのようなになっているのかなど進捗状況なりを、広報でお知らせしたらどうかということと思います。丸亀市では、地域での協議は担い手さんを中心にする、各地区の協議はいつぐらいにして、地域計画はいつぐらいに完成する予定であること、また、今後、計画変更は、地域の話聞きながらしていく予定であることなどを示してもらわないと、地域計画という名称が一人歩きし、末端の農家さんまで行き届いてないのが現状であることを竹林委員は心配されているのかと思います。

●農林水産課農政担当長（造田忠彦君）

分かりました。ホームページ等で周知はさせていただきたいと思います。また、計画策定にあたっては、計画案の縦覧期間も設けますのでそのあたりで周知できると思っています。

●農地利用最適化推進委員（深井正隆君）

各自治会長など案内とかできませんでしょうか。我々だけでは、まとめるのは無理ですよ。各地区広いので、一件一件協議できませんよ。

●農林水産課農政担当長（造田忠彦君）

農家の方、皆さんに参加をお願いするということではありませんので、多くの方に来ていただいたらありがたいのですが。

●農地利用最適化推進委員（深井正隆君）

地域計画に関する書類を各自治会長に渡して回覧してもらったら、短期間で周知もできるのでいいと思いますが、ホームページでは、インターネットをしない人もいるんだから。

●農林水産課農政担当長（造田忠彦君）

今回の協議のやり方は、地域の方全員を対象に参加をお願いすることではないので。

●事務局長（谷本孝二君）

ご意見の趣旨は、地域計画自体が地域参加型の計画なので、ここでの話を聞いただけで、農業委員や推進委員として、農家さんなどから聞かれたときに十分な説明もできないと思うので、自治会長を通して地域計画についての書類を回覧周知してくれたら、地元の方に浸透していくのではないかというご意見だと思います。なので、今回の協議の場についての周知ではなくて、地域計画を地元の農家さんに周知するために回覧なども農林水産課として考えてくださいということとご理解いただけたらと思います。

●会長（松永哲夫君）

今回の案内は、農業委員さん、推進委員さんに対するご案内なので、今、局長が申し上げましたとおり、地域計画自体の地元のご理解については、先ほど竹林委員さんが言われましたようにホームページなり、自治会を通じての周知なりを農林水産課のほうにお願いしたいと思います。この夏、推進委員さんが現地を廻られたと思いますけど、目標地図をみたら大分違うなというのが分かるかも知れませんが、日程調整が付けば、各委員さんに参加いただけたらと思います。よろしくお願いします。他になにかご質問がある方はいらっしゃいますでしょうか。はいどうぞ。

●農地利用最適化推進委員（村山雅美君）

今回農地パトロールとして田んぼを一つ一つ調査しましたが、その中で荒れているところもあります。そういった農地への対応というのが難しいと思います。そのような農地は、法人や市が所有しているのではなく、個人が持っています。そういった中で、地域計画を策定ということで、地域

の中で色々な協議をしながら、国の策定方法に沿って計画を作っていくとするのであれば、必ず個人の方には周知をしてないと、何をしているのか、全く話が見えないではないかということになってきます。周知をすることによって、私たちも仕事がしやすくなってきますので、是非とも個人に行き渡るように、インターネットは見ない人は多くいて、実際、そういった方が田んぼをしているし、また、農地を所有しているのもそのような人たちです。ですから先ほども言ったような自治会長さんとか、そういった地域に根差した人を通じて、話をしていくことが一番大事だと思います。

今後、計画策定を進めていくためには、一軒一軒に話ができるような周知をお願いします。

●会長（松永哲夫君）

今、村山委員さんが言われた通りだと思います。村山委員さんは、農地パトロールで現地を廻られ実情をよく分かっている方で、その方の意見なので周知についての配慮をお願いします。あと、法人の担い手さん等も目標地図上で貸し手が決まってないところで、知らないところもあるかもわかりませんので、その点のところもよろしくお願いします。他に何かございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

この件につきましては、農林水産課からご案内ありましたように、農業委員さん、推進委員さんの方で、適宜、ご都合をつけて頂き、ご参加をお願いします。協議の場には、JAさん、普及センターさんもお見えになってお話するようですが、委員の皆さんも様々な情報をお持ちですので、参加して頂き、情報交換や意見を言って頂けたらと思います。では、造田さんありがとうございました、後ほど、委員の方に見てもらうように協議の場で使用する地図の現物を持ってきて頂きますようお願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは、他に農政に関する議題はございますか。

●事務局長（谷本孝二君）

ありません。

●会長（松永哲夫君）

それでは報告・連絡事項に移ります。報告 1 定例農家相談の開催結果について、事務局から報告いたします。

●事務局長（谷本孝二君）

前回の農家相談開催結果を報告いたします。飯山市民総合センター開催分は令和 6 年 10 月 28 日月曜日 尾崎委員で、市役所本庁開催分は令和 6 年 11 月 5 日火曜日 山根委員で、綾歌市民総合センター開催分は令和 6 年 11 月 11 日月曜日 松永哲之委員で、午前 9 時から 11 時の受付で行いましたが相談はありませんでした。次に、次回の農家相談会の開催予定についてお知らせします。飯山市民総合センター開催分は 11 月 27 日水曜日 松永会長、市役所本庁開催分は 12 月 5 日木曜日 大西委員、綾歌市民総合センター開催分は 12 月 10 日火曜日 牛田委員の担当で、それぞれ午前 9 時から 11 時までの受付となっています。農家相談の手引きをお持ちの上、御出席ください。

●会長（松永哲夫君）

ただいまの報告について何かご意見等ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

意見もないようです。その他の報告はありますでしょうか

●事務局長（谷本孝二君）

ありません。

●会長（松永哲夫君）

以上で報告は終わりました。続きまして、土地に関する議題に移りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（谷本孝二君）

はい、土地に関する議題として、議案第 59 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 60 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 61 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 62 号 農用地利用集積計画の決定について、議案第 63 号 非農地証明願について、議案第 64 号 許可後の事業計画変更申請について、報告事項として、報告第 22 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、報告第 25 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、報告第 26 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知確認について。以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは、議案第 59 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

失礼いたします。議案の 1 ページをご覧ください。位置図と一緒に御審議よろしくお願ひします。議案第 59 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてです。案件は 7 件です。

1 番 郡家町・・・合計面積 461.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、新規就農を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

2 番 垂水町・・・合計面積 326.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、新規就農を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜・果樹を作付けする計画が提出されています。

3 番 土器町西一丁目・・・合計面積 1,796.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、農業体験用農地の新規取得を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜・果樹を作付けする計画が提出されています。

4 番 綾歌町岡田上・・・合計面積 990.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

2 ページをお開きください。

5 番 綾歌町岡田東・・・合計面積 1,819.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する耕作不便で低生産な当該農地を、新規就農を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻・麦を作付けする計画が提出されています。

6 番 綾歌町栗熊西・・・合計面積 1,094.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

7 番 飯山町真時・・・合計面積 81.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

以上 7 件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第 3 条第 2 項第 1 号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できると見込まれる全部効率 利用要件、また農作業に従事すると見込まれる日数について同項第 4 号の農作業常時従事要件及び第 6 号の周辺地域との調和要件の審査基準 並びに例外規定などにより全てを満たすものであり、農地法第 3 条第 2 項各号の禁止要項には該当しない又は適用されないため、許可相当と考えております。御審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。議案これより質疑に入ります。ただいまの説明に対してご質問、ご

意見はありませんか。

●農地利用最適化推進委員（徳永善史君）

7 番ですけど、議案書の付属地図では、道が農地の真ん中にある表示だけど、どのようになっているのか。

●事務局員（佐々木武志君）

お示ししている地図では、そのような表示になっていますが、申請地は、道の部分までには及んでおりません。作図の問題でこういった形の地図となっています。

●農地利用最適化推進委員（徳永善史君）

作図の関係と言っても、こういった地図を出すのはおかしいんじゃないですか。今後、こういった地図を出すと、後々、もめる元となるので改善をお願いします。

●事務局員（佐々木武志君）

はい、分かりました。

●会長（松永哲夫君）

これは実際、位置が違うわけやな。今、徳永推進委員さんから質問があった件に関して、今後、十分確認して間違いがないように事務局よろしくをお願いします。

●会長（松永哲夫君）

他に何か質問ございますのでしょうか。特に無いようですので、採決いたします。議案第 59 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 7 番の各案件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

特に、ご異議も無いようですので、議案第 59 号 農地法第 3 条許可申請 7 件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

●会長（松永哲夫君）

次に、議案第 60 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

3 ページをお開きください。議案第 60 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてでございます。案件は 2 件です。

1 番 原田町・・・合計面積 1,882.81 m²【議案読み上げ】

この案件は、申請地に共同住宅 3 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地 区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2 番 土器町東六丁目・・・合計面積 165.00 m²【議案読み上げ】

この申請地は、平成 10 年頃に造成し、現在まで駐車場として利用してきました。今回当該地において、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き貸駐車場として利用するものです。申請地は、第 1 種住居地域の指定がされ、第 3 種農地に区分されます。

以上 2 件、申請があった案件につきましては、地区の委員さんに現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いものと考えます。御審議、よろしくお願いします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に対しまして、ご質問、

ご意見ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

特に意見もないようですので採決します。議案第 60 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 2 番の案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

特に御異議も無いようですので、議案第 60 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請 2 件は、原案どおり許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することにいたします。

●会長（松永哲夫君）

次に、議案第 61 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題に供します。
事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

4 ページをお開きください。議案第 61 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてでございます。案件は 7 件です。

1 番 今津町・・・合計面積 986.00 m² 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、共同住宅 2 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地 区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2 番 今津町・・・合計面積 1,975.00 m² 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲 6 区画の造成整備を図るものです。申請地は、第 1 種低層住居専用地域の指定がされ、第 3 種農地に区分されます。

3 番 今津町・・・合計面積 2,001.28 m²（内併せ利用地 1.28 m²） 【議案読み上げ】、

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲 8 区画の造成整備を図るものです。申請地は、

第1種低層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

5 ページをお開きください。

4 番 中津町・・・合計面積 570.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、貸車両置場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地 区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

5 番 中府町三丁目・・・合計面積 166.00 m²【議案読み上げ】、

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲1区画の造成整備を図るものです。申請地は、第1種住居地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

6 番 土器町西四丁目・・・合計面積 482.00 m²（内併せ利用地 215.00 m²）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、貸駐車場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地 区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

7 番 飯山町川原・・・合計面積 573.56 m²（内併せ利用地 232.56 m²）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、事務所1棟の建築整備を図るものです。申請地は、第1種中高層住居専用地域等の指定がされ、第3種農地に区分されます。

以上7件、申請があった案件につきましては、地区の委員さんに現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いものと考えます。御審議、よろしくお願いします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりましたこれより質疑に入ります。ただいまの説明に対しまして何かご質問、ご意見ございませんか。

●会長（松永哲夫君）

それでは採決いたします。議案第61号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、整

理番号 1 番から 7 番までの各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

異議ないようですので、議案第 61 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 7 件は、原案のとおり許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することといたします。

●会長（松永哲夫君）

続きまして、議案第 62 号 農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

それでは、6 ページをお開きください。議案第 62 号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。6 ページから 34 ページにかけて記載しています。申請件数はあわせて 52 件、筆数 128 筆、面積 121, 853.97 m²詳細は表のとおりです。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項等の要件を満たしているものであり、問題はないものと考えます。以上、御審議よろしくをお願いします。

●会長（松永哲夫君）

説明終わりました。ただいまの説明に対しまして何かご質問、ご意見ございますか。

●会長（松永哲夫君）

特に意見もないようですので、ご異議も無いようでありますので、議案第 62 号 農用地利用集積計画の決定について、52 件の各案件につきましては、原案どおり処理していくことといたします。

●会長（松永哲夫君）

続きまして、議案第 63 号 非農地証明願についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

それでは 35 ページをお開きください。議案第 63 号 非農地証明願についてでございます。案件は 1 件です。

1 番 綾歌町栗熊西・・・合計面積 173.00 m²

申請地は、これまで農業用施設として利用されているものです。

以上 1 件、丸亀市非農地事務処理要領における認定基準を満たしていることから、非農地として証明することに問題は無いものと考えます。御審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

説明が終わりました。ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

ご異議も無いようでありますので、議案第 63 号 非農地証明願について、整理番号 1 番の案件につきましては、原案どおり、処理していくことにいたします。

●会長（松永哲夫君）

次に、議案第 64 号 許可後の事業計画変更申請についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

36 ページをお開きください。議案第 64 号 許可後の事業計画変更申請についてでございます。案件は 5 件です。

1 番 金倉町・・・合計面積 1,319.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、平成 18 年 11 月 30 日、分譲住宅 4 棟の建築整備を図る計画で、農地法 5 条の許可を受けておりましたが、諸般の事情により工期を 2 年延長するため事業計画を変更したいとの申請がありました。

2 番 川西町南・・・合計面積 539.00 ㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和 3 年 6 月 22 日、特定建築条件付き売買予定地住宅 2 棟の建築整備を図る計画で、農地法 5 条の許可を受けておりましたが、諸般の事情により工期を 2 年延長するため事業計画を変更したいとの申請がありました。

37 ページをお開きください。

3 番 飯野町東分・・・合計面積 3,422.82 ㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成 24 年 11 月 22 日、分譲住宅 11 棟の建築整備を図る計画で、農地法 5 条の許可を受けておりましたが、諸般の事情により工期を 2 年延長するため事業計画を変更したいとの申請がありました。

38 ページをお開きください。

4 番 土器町西四丁目・・・合計面積 215.00 ㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和 3 年 9 月 17 日、事務所 1 棟の建築整備を図る計画で、農地法 5 条の許可を受けておりましたが、諸般の事情により、施設を貸駐車場に、及び工期を 2 年延長するため事業計画を変更したいとの申請がありました。

5 番 飯山町真時・・・合計面積 976.00 ㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成 25 年 4 月 30 日、分譲住宅 4 棟の建築整備を図る計画で、農地法 5 条の許可を受けておりましたが、諸般の事情により工期を 2 年延長するため事業計画を変更したいとの申請がありました。

以上ご審議よろしくお願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

ただいまの説明に対しまして、何かご質問ご意見ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

では、私のほうから。●●●●株式会社さん、ずっと工期延長されていますけど、何か事情があるのでしょうか。

●事務局次長（大西良明君）

特に事情があるわけではないと思います。手がけた案件が、非常に丸亀市内では多いので、どうしても完結していないところがあるのだと思います。

●会長（松永哲夫君）

今後、他にも出てくるとありますが審査よろしく願いします。それでは他に何かご質問ご意見ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

ご異議も無いようでありますので、議案第 64 号 許可後の事業計画変更申請について、整理番号 1 番から 5 番までの各案件につきましては、許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することといたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは、報告事項に入ります。報告第 25 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、報告第 26 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知確認については、一括して、事務局から報告いたします。

●事務局次長（大西良明君）

それでは 39 ページをお開きください。報告第 25 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」でございます。報告は 3 件です。

1 番 原田町・・・合計面積 1,994.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和 6 年 8 月 13 日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はございません。

2 番 綾歌町岡田東・・・合計面積 1,994.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、平成 28 年 4 月 5 日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はございません。

40 ページをお開きください。

3 番 綾歌町岡田西・・・合計面積 1,919.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、平成 12 年 7 月 11 日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はございません。

41 ページをお開きください。報告第 26 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知確認について報告は 5 件です。

1 番 郡家町・・・合計面積 461.00 ㎡【議案読み上げ】

この案件は、残存小作の権利設定がされていたものですが、売却のため、賃貸人主導により離作補償なく合意解約するものです。

2 番 三条町・・・合計面積 5,213.00 ㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法に基づく賃借権の権利設定がされていたものですが、労力不足のため、賃借人主導により、離作補償なく合意解約するものです。

42 ページをお開きください。

3 番 土器町西二丁目・・・合計面積 303.00 ㎡【議案読み上げ】

この案件は、残存小作の権利設定がされていたものですが、農業廃止のため、賃借人主導により、離作補償なく合意解約するものです。

4 番 飯山町東坂元・・・合計面積 3,537.00 ㎡【議案読み上げ】

この案件は、残存小作の権利設定がされていたものですが、耕作不便で低生産農地のため、賃借人主導により、離作補償なく合意解約するものです。

43 ページをお開きください。

5 番 飯山町東坂元・・・合計面積 864.00 ㎡【議案読み上げ】

この案件は、残存小作の権利設定がされていたものですが、農業廃止のため、賃借人主導により、離作補償なく合意解約するものです。報告は以上です

●会長（松永哲夫君）

ただいまの報告事項につきまして何かご質問等ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

特にないようですので、それでは報告事項はこれで終わります。以上で、11 月総会の議案審議並びに報告事項はすべて終了しました。これをもって閉会といたします。

（午前 10 時 30 分終了）